

民医連厚生事業協

共済だより

2024年
9月
第197号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F

TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652

E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp
(共済だより用)

kyousai@min-iren.gr.jp
(厚生事業協宛)

ホームページ:<https://min-jigyo.or.jp>



いわさきちひろ「秋の花と子どもたち」(1965年) (14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

主な記事

■ 私の職場紹介①⑥ 秋田・中通リハビリテーション病院／石川 一美
①⑦ 大阪・西淀病院／^{ペンネーム}よいでん

■ いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ①②⑧ 若手弁護士の会

■ 縮図からみる世界⑦⑥ 危険に満ちたデジタル社会が／斎藤 貴男

■ シリーズ 気候問題を考える⑧ 気候変動とパンデミック／武本 匡弘

■ 私の趣味・こだわり紹介⑥⑨ 猫との遊び／^{ペンネーム}長野・茶太郎
⑥⑨ ブルーモーメント／^{ペンネーム}長野・なかさわさん
⑦⑥ 御城印／^{ペンネーム}広島・特技が欲しい
⑦① 徳島旅行／^{ペンネーム}島根・はいさん

マスポはじまる!!

2024年度
スポーツ文化企画
のお知らせ

<https://www.min-jigyo.or.jp>

※QRコードは上部にあります。

旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々がいます。その方たちが国に損害賠償を求めた事件で、最高裁大法廷は7月3日、同法の規定を違憲無効として国の賠償責任を認めました。

1. 旧優生保護法とは

旧優生保護法は、1948年に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に議員立法として提案され、全会一致で（一）制定されました。人間には生まれつき「優秀な人」と「劣った人」とがいて、「劣った人」の遺伝子を絶やすことで人間集団の改良を図れるという優生思想は、人種差別や障がい者差別を背景に20世紀に世界中に広まり、同法もその思想を土台にしています。同法は、遺伝的疾患のある人や障がい者、精神病患者、ハンセン病患者を「劣った人」として、不妊手術の対象としたのです。1996年に同法が廃止されるまでの間、障がい者への不妊手術だけでも約2万5000件の実施が国に報告されています。本人に説明もありません、あるいはだまして不妊手術をするおぞましい人権侵害が、とてつもない規模で長期間行われていたことに、改めておののきます。

2. 最高裁判決のポイント

判決はまず、「不良な子孫の淘汰」を

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ

⑫8 不妊手術の強制は違憲！

～おぞましい旧優生保護法を最高裁が断罪～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>

黒澤いつき



目的に不妊手術を認める旧優生保護法の規定は、障がい者などを「劣った人」とみなしており、「当時の社会状況をいか」に勘案しても正当化できない」と指摘しました。その上で、生殖能力を失わせるという重大な犠牲を強制し、憲法13条が保障する「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を侵害する規定であり、また障がい者などを差別的に取り扱う、「法の下での平等」（憲法14条）にも違反する規定だと断じました。

さらに、このような違憲の法律を制定した国会議員の立法行為自体を「違法だった」と認定しました。

最も注目された争点は、「除斥期間」です。民法には不法行為から20年経過すると損害賠償請求権が消滅するという「除斥期間」の定めがあり、20年経過すれば機械的・絶対的に消滅する、という過去の最高裁判例もあるため、国側は「半世紀以上前に手術を受けた原告らの請求権は消滅した」と主張していました（原告の方々が不妊手術を強制された時期は1950～70年代ごろです）。

最高裁は、違憲無効の法律に基づき手術を進めた国の責任は極めて重大で、障がいのある原告たちの権利行使には制約があることや、法律の廃止後も国が「手術は適法だった」として被害補償をしなかった点などをふまえ、国が除斥期間を

主張して賠償責任を免れるのは「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できない」と判断し、除斥期間の規定を適用せずに、原告側の勝訴としました（過去の判例も、被告側の主張がなければ請求権は存続する、と変更されました）。

3. 一刻も早い全面謝罪と補償を

政府は一刻も早く、被害者への謝罪と被害補償を講じなければなりません。被害者たちの提訴をきっかけに旧優生保護法への批判が高まり、国は2019年に被害者本人への一時金支給の救済法を施行しましたが、金額は一律320万円、支給を受けた人もまだ千人あまりに過ぎません。しかし最高裁は、1人当たり1100万～1650万円の賠償を命じました。まずは急いでこの救済の枠組みを見直すところから始めるべきでしょう。その上、旧優生保護法は社会に障がい者差別を決定的に根付けました。優生思想は教科書にも記載され、いまだに障がいを理由に結婚や出産を諦めるよう奨励する事例が後を絶ちません。政府は、このような根深い差別思想を社会から拭き去るべく、リーダーシップをとって啓発してほしいと願ってやみません。

シリーズ

縮図からみる世界【76】

斎藤 貴男



危険に満ちたデジタル社会が

政府が国民総番号体制の完成に躍起だ。マイナンバーカードを常時携帯していないと、もつと言えは生活の全局面で、マイナンバーを用いなければ何もできない、生きていけない社会システムの構築である。

従来の健康保険証は今年12月2日を以て廃止されることになっている。多少の経過措置はあっても、いわゆる「マイナ保険証」でないと、医療へのアクセスが不可能な世の中にされていくのは時間の問題だ。

6月時点の「マイナ保険証」の利用率は9・9%（厚生労働省調べ）。1割にも達していない原因が国民各層の根強い不信感にあるのは明白で、方針撤回を求める議論も盛んだが、それでも政府は姿勢を改めない。むしろゴリ押しの手により一層の力を込めてきた。

病に悩む患者に「マイナ保険証」への転換を促す目的で、病院や薬局に「支援金」をはずむ。利用者を増やせば報償が倍になる見返りや、現場の薬剤師を「デジタル推進委員」に任命して動員する制度まで導入された。

あるいは、携帯電話契約時の本人確認を、マイナンバーカードのICチップを読み取る方向に一本化したり、同カードを使ったオンライン申請

以外のパスポート申請を値上げしたり。カードがないと納税の際に青色申告の電子申告ができなくされてもいる。

やり方が汚い。国民などカネと罰則でどうにでも操れる奴隷でしかない、と本気で思い込んでいる人間観が情けなくおぞましくてたまらない。

それにしても――。デジタル、デジタル、と大はしゃぎしている人々は、自分のしていることが、恐ろしくないのだろうか？

先ごろ殺人罪で懲役20年の判決を言い渡された男は、元交際相手の女性を追跡するのに、携帯電話のGPS機能を活用したという。金融機関がほとんど強制的に勧めてくるインターネットバンキングをめぐっては、偽サイトに誘導されて不正に送金される事件が激増中だ。警察庁は摘発に懸命なのだそうではあるが、被害に遭ったら最後、盗られた財産きまづ戻ってこない。十中八、九は泣き寝入りだ。

危険に満ちたデジタル社会が、これからの私たちが強いられる生存環境にされていく。一人ひとりの人間の何もかもを監視し、操って、支配せずにはいられない政府と、グローバル巨大資本の飽くなき欲望のために。

容易に抵抗できる奔流ではない。だがそれでも、ただ盲従しているだけでは、人間の名折れだ。

斎藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国パーミンガム大学大学院修了。主な著書に『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバーが日本を壊す』『マスゴミって言うな！』『こんな部活あります 正射必中！弓道部』（2024.3）など。



気候変動とパンデミック

宮古島のサンゴ礁

プロダイバー・環境活動家・NPO気候危機対策ネットワーク代表理事 武本 匡弘



(財)日本自然保護協会自然観察指導員
日本サンゴ礁学会会員
グリーンピースジャパン アンバサダー
(財)第五福竜丸平和協会 協力会員



フェイスブック



インスタグラム

上の写真は、今から20年ほど前の宮古島の造礁サンゴの姿なのですが、よく見てみると、所々に白くなりかけている部分が見られます。実は、ここはサンゴの白化現象が比較的少なかった海域でした。ところが、徐々に白い部分が増えていく病気のようなサンゴの姿に「もしかしたら、ウイルスによる感染ではないか？」という事が言われ始めたのです。

海の中のパンデミック

2020年、米コーネル大学の教授ハーベル(C. Drew Harvell)博士らの研究(生態学・海洋疾病関連)により、豪州や太平洋の各地でサンゴ礁を観察し続けてきた中で、サンゴが細菌性の感染症に冒されるようになっていくということが発見されました。これらの被害は、強い伝染力を持つ致死性の微生物病原体が引き起こしており、急速に広がった感染症が世界的に蔓延

し、いくつものパンデミック事例にもなっていたとのことです。また、サンゴだけではなくヒト類などにも感染し、海藻の健全な群生に重要な役割を果たす生き物たちが、絶滅するようになっていき、そこで育まれてきた生物の多様性も失われていきました。

もちろんこれも気候変動による海水温の上昇や海洋酸性化とも深い関連があるようです。そして、一つの種の絶滅、それは生態系全体の崩壊の始まりでもある、という象徴的な出来事でもあります(※1)。

気候変動・生物多様性の喪失・汚染

「気候変動」について包括的な理解をする上で、これらに深く関連している生物多様性の喪失、汚染等が関連して起きるパンデミックと同じように、人間界でのコロナ禍を理解する事が必要です。

例えば、乱獲によりこの50年間で食用魚類の9割がいなくなってしまったと言われています(※2)。それほどまでに人類は魚を食べ尽くしてしまったのです。

このことによる生物多様性の喪失は深刻です。もともと海の生き物たちは、自らの免疫力などで生存への危機などに対抗してきましたが、種の偏りがそ

の力を弱め、海洋プラスチックを始めとする海洋汚染が、それにとどめを刺すほどの強烈なインパクトを与えました。

更なるパンデミックを防ぐ

人間社会でも同じ様なことが起きています。



「コロナ禍」海の中のマスク（葉山海岸 20年9月撮影）

工業化された畜産により、人類は安く大量に肉を食べられるようになりました。このことにより、家畜の餌を生産するために、土地の転用や熱帯雨林などが伐採され、森を追われた野生動物たちは、人間や家畜との接触機会が劇的に増えました。また、狭いケージでの鶏の密飼いは、鳥インフルエンザなどの感染拡大を招いています。そして、予防のための多量の薬品類の投与は、更なる変異ウイルスとの

いたちごっことなり、そのうち人への感染も起こるのではないかと懸念されています。

地球上の哺乳類を総重量で見ると、なんと、家畜が60%、人間が36%で、野生の哺乳類はわずか4%という現状になっています。正に、生物多様性の喪失の根源であるといえます。

これらは人間中心主義や持続可能とは程遠い経済活動、それに伴うヒトの生活などが関連しているという事は火を見るより明らかでしょう。

なんとか根本からこのシステムを変えなければなりません。それには、この先数年といった短期的視点から論じることでは到底不十分であり、先の世代にまで永遠に続くかもしれない災禍を、根本から理解する必要があると思っています。

個人の行動・社会政治を変える行動

まずは知ることから始めること、そして例えば肉食を少しでも減らしていくなど、個人でも無理なくできる生活の変容や行動をしていくことは、社会の空気感を変えていく上で決して無駄なことではありません。

プラスチック、化石燃料由来の器具や装備などに溢れている医療現場の現状は、国をあげての技術開発が行われ、

それらに代わるものが普及していくまでは、感染予防や労力軽減のために必要不可欠であり、罪悪感にさいなまれる必要などまったくありません。

そして、予防と共に重要な対策は「医療崩壊」を防ぐために、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行っていく事です。

つまり気候問題は「命と人権」の問題でもあり、政治に深く組み込ませていくことが最も重要な事なのです。そのために、政治を変える、社会を変えたいという行動そのものが「気候危機に立ち向かう行動」でもあるといえると思います。

「やってみたらなかなかいい、結構楽しい、やめてみたら気持ちがいい」という行動を、何かひとつでもやってみませんか？ 同時にこれまでの声を上げる活動にも胸を張り、もっともっと声を大きくしていく。きっとそこから希望は見えてくると僕は信じています。

（終）

（※1）2020年 The New York Times 「海の生態系にも迫るパンデミックの脅威」C・ドルー・ハーベル（米コーネル大学教授）

（※2）2003年「捕食性魚類群集の急速な世界的減少」ランサム・マイヤーズ、ボリス・ワーム 共同論文

=表紙のコメント=

いわさきちひろ「秋の花と子どもたち」(1965年)

キキョウ、ナデシコ、リンドウ、ワレモコウ、オミナエシ、ススキ。秋の草花が咲く野原で、子どもたちが楽しそうにおしゃべりしています。ちひろがこの作品を描いた当時、身近にあった日本の草花や生き物の多くが、今、生きる場所を失いつつあります。



「どんどんと経済が成長してきたその代償に、人間は心の豊かさをだんだん失ってしまうんじゃないかと思います。(……) 私は私の絵本のなかで、今の日本から失われたいろいろなやさしさや、美しさを描こうと思っています。それを子どもたちに送るのが私の生きがいです。」とちひろは語っています。

- 安曇野ちひろ美術館では、自然をテーマにした展覧会、いわさきちひろ ほつご50ねん こどものみなさまへ「あれ これ いのち」展を9月7日～12月1日に日で開催します。
- ちひろ美術館・東京では、いわさきちひろ ほつご50ねん こどものみなさまへ「あ・そ・ぼ」展を10月6日まで開催中です。

ちひろ美術館・東京 TEL.03-3995-0612

安曇野ちひろ美術館 TEL.0261-62-0772

開館情報はホームページをご確認ください。<https://chihiro.jp/>

